

平成20年(行ウ)第231号 文書一部不開示決定処分取消等請求事件

原告 崔鳳泰ほか9名

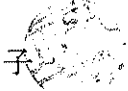



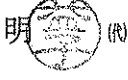



被告 国

準備書面(5)

平成21年10月21日

東京地方裁判所民事第3部A2係 御中

被告指定代理人

福	光	洋	子	
益	子	浩	志	
島	田	順	二	
山	本	文	士	
安	部	憲	明	
舟	津	龍	一	
田	留	章	平	
川	口	耕	一朗	

関 口 昇 

北 郷 恭 子 

小 川 伸 

鴨 下 誠 

第1	「日朝平壤宣言の拘束性に関する不明確な主張(原告準備書面(4)第2の1)」 について	5
第2	「韓国において開示された文書との同一性について(原告準備書面(4)第3)」 について	6
第3	「推定可能性は公知性を意味するものではないとする被告国の主張について (原告準備書面(4)第4)」について	8
1	「2 ポーカーゲームのたとえの誤り」について	8
2	「3 情報公開法は公知の情報のみを開示する制度ではないこと」について	8
3	「4 推定に誤りはなく、内容的にも不開示理由に当たらないこと」につい て	9
第4	「不開示部分は必要最小限度であるとの被告国の主張について(原告準備書 面(4)第5)」について	10
第5	「河野・フルシチョフ会談に関する答申について(原告準備書面(4)第7)」 について	10
1	「被告国の主張とその誤り(原告準備書面(4)第7の1)」及び「『信賴関係 を損なうおそれ』の不存在(原告準備書面(4)第7の2)」について	10
2	「『交渉上の不利益を被るおそれ』の不存在(原告準備書面(4)第7の3)」 について	12
第6	「『竹島問題に関する文献資料(文書137)について(原告準備書面(4) 第8)」について	14
1	「被告国の『独立した一体的な情報』という情報公開法6条の解釈は誤りで ある(原告準備書面(4)第8の1)」について	14
2	「文書137は全面的に公開されなければならない(原告準備書面(4)第8 の2)」について	16

(1) 文献資料について	16
(2) 「時系列」について	17
第7 結語	18

被告は、本準備書面において、2009年(平成21年)9月4日付け原告準備書面(4)(以下「原告準備書面(4)」という。)に必要な限度で反論し、従前における被告の主張を補充する。

第1 「日朝平壤宣言の拘束性に関する不明確な主張(原告準備書面(4)第2の1)」 について

原告らは、「被告国は、日朝平壤宣言が条約ではなく、今後具体的な内容の協議が両国間で予定されていることを理由に、本件不開示文書の不開示を正当化しようとするが、(中略)そこで合意された相互放棄の基本原則が今後の国家間交渉によってくつがえり、あるいは日朝間で請求権に関する具体的な交渉が行われる可能性があるのかどうかについては、何ら結論を述べていない。(中略)今後の具体的な協議が『経済協力の具体的な規模と内容』(日朝平壤宣言第2項)であるとするならば、被告国が将来の外交交渉のために請求権に関する試算や『交渉の手の内』を秘匿することには、なんら意味がない。この意味で、被告国の主張は、(中略)日朝平壤宣言の存在にもかかわらずどのような意味で日朝交渉に影響を及ぼすのかを、何ら具体的に示していない。」と主張する(原告準備書面(4)2ページ)。

日朝平壤宣言の性質及び原告らが指摘する財産及び請求権の問題については、平成21年7月8日付け被告準備書面(4)(以下「被告準備書面(4)」という。)第3の1(1)(4ページ)において主張したとおりであり、日朝国交正常化交渉において具体的な内容が協議されることとなっている最も重要な論点の一つとなっており、「交渉継続中の懸案事項」となっているものである。

そして、本件文書の不開示部分は、いずれも現在進行中の外交交渉に密接に関連する情報を含んだ行政文書であり、韓国、北朝鮮及び第三者が覚知していない情報を相当程度含んだものであり、今後の交渉に影響を及ぼすおそれのある部分について不開示としたものである。

したがって、被告は、本件不開示部分を開示することが今後の交渉に影響を及ぼすことについて具体的に説明したのであり、被告が主張する不開示理由は具体的かつ合理的であると認められ、原告らの主張の方が失当であるといえる。

第2 「韓国において開示された文書との同一性について(原告準備書面(4)第3)」 について

- 1 被告は、日韓双方の文書が全く同一ではないことを立証するため文書93を例示したにすぎず、文書93を例示したのは、原告らが本件文書に対応する韓国側の文書である旨主張して証拠書類として提出した関連文書の中で番号が最も若い文書として文書93を選択したにすぎない。

なお、原告らは、「被告国は、『本件文書の不開示部分は日韓会談に関する文書以外の文書も含まれているのである』とのべる。しかし、原告が本件において開示を請求した文書は、そもそも日韓会談に関連した文書である。したがって、もし、それと関係しない文書を被告国が不開示部分に含めているとすれば、そもそもそのこと自体誤りである。」と主張している(原告準備書面(4)6ページ)。

しかしながら、上記「日韓会談に関する文書」とは、日韓会談における会談状況及び会話の具体的内容それ自体が記載された文書という狭い意味で用いたのであり、それ以外の、日韓会談に関連する内部文書も含まれているという趣旨である。

- 2 さらに、原告らは、「(2)被告国の主張の誤り」として「①仮に不開示部分について日韓の資料で異なる部分があることを指摘できたとしても、不開示部分について韓国側の対応部分が日本側の文書と異なることを意味することにはならない。②文書93に即してみた場合、被告国が韓国側では欠落していると主張する部分は、議事録全体で見れば同趣旨が韓国側資料でも出ているか、あるいは大筋では関係のない部分に過ぎないし、被告国が記載が大きく異なると

する部分も実質的に大きな違いはない。③文書93に即してみた場合、日本側資料の方が韓国側資料より詳しく記載している傾向(括弧内省略)があるものの、韓国側に記載がある事項について、それが積極的に誤っていることはない。(括弧内省略)殊に上記③からすれば、不開示部分に応じた韓国側資料の記載と、不開示部分の記載内容が実質的に同じことが強く推認される。このようなことが、いみじくも文書93を利用した被告国の主張によって明白となったということが出来る。」と主張している(原告準備書面(4)6ページ)。

しかしながら、被告は、「日韓双方の文書は全く同じものではないこと」を立証するため文書93を例示したにすぎないのである。

なお、原告らは、「原告は、日韓会談に関する韓国側の文書と日本側の文書とが完全に一致するものではないことは当然の前提としている。」と被告の主張を認めている(原告準備書面(4)4ページ)。

- 3 また、原告らは、「不開示部分に対応した韓国側資料の記載と、不開示部分の記載内容が実質的に同じことが強く推認される。(中略)被告国は韓国側資料と日本側の文書の相違についての具体的な主張立証を尽くしていない。(中略)韓国側資料に記載がある事項について、それが積極的に誤っているといった主張までは被告国はしていない。」として「日本側議事録の不開示部分に対応する韓国側資料の記載は、正確なものであって、表現方法や形式的な記載方法に違いがあるとしても、同趣旨の記載が日本側資料の不開示部分に記載されている蓋然性が高い。」(原告準備書面(4)6ページないし13ページ1行目)と主張する。

しかしながら、被告は、文書の記載内容の正誤について何ら主張していないのであるから、被告が、「韓国側資料に記載がある事項について、それが積極的に誤っているといった主張までしていない。」のは当然である。また、日本側文書の不開示部分に対応する韓国側資料の記載が当該不開示部分と同趣旨であるかどうかを主張することは、結果的に不開示部分の記載内容を明らかにす

ることになるのであるから、そのような主張すること自体不可能であることは自明である。

原告らは、被告が上記の主張ができないことを逆手にとって、日本側文書の不開示部分に対応する内容が韓国側資料に記載されているとの主張の根拠としているものにほかならず、原告らの上記主張は、憶測の域を脱しないもので、失当である。

第3 「推定可能性は公知性を意味するものではないとする被告国の主張について（原告準備書面(4)第4）」について

1 「2 ポーカーゲームのたとえの誤り」について

原告らは、「ポーカーゲームのたとえは、完全に局面の異なる場面の話をしているものにすぎない。本件訴訟において不開示部分の内容が、開示された部分や韓国側資料に照らして推定できるか否か、ということとはまったく関係がない」と主張する(原告準備書面(4)13ページ)。

しかしながら、被告のポーカーゲームのたとえは、外交問題についての我が国内部の検討状況や政府部内の率直な意見等の不開示情報については、それが対外的に現れた我が国の対応から他国が推測した我が国の方針、意見とは異なることがあること、仮に推測された方針、意見が真実の方針、意見と同一であったとしても、単なる推測にとどまるのと、真実の方針、意見が客観的に明らかになる(すなわち、真実の方針、意見が開示される)のとでは、今後の外交交渉における意味合い、重みは全く異なることから、第三者がどのような推測をするか否かに関わりなく、不開示理由が認められるべきであることを比喩的に述べたものであって、原告らの反論は失当である。

2 「3 情報公開法は公知の情報のみを開示する制度ではないこと」について

原告らは、「被告国は、『推定が可能であることは、公知であることを意味するものではない』と述べる。しかし、情報公開法に基づいて開示される文書

は、公知の情報を記載した文書に限定されるものではない。」と主張する(原告準備書面(4)15ページ)。

しかしながら、被告は、公知でない情報は開示しない旨の主張は一切しておらず、本件開示請求に基づき開示された約6万ページの文書の中には「公知でない情報」が多数存在しており、全文書を精査した結果、「公知でない情報」であっても、不開示とする理由がないと判断したものについてはすべて開示しているのである。

例えば、文書93について説明したとおり、韓国側も記録しておらず、したがって韓国側では公開されていない情報を開示しているものもある(被告準備書面(4)第3の1(2)ウ・7ページ)。

3 「4 推定に誤りはなく、内容的にも不開示理由に当たらないこと」について

原告らは、「本件文書のうち一部不開示のなされた文書について、原告が行った推定は、(中略)いずれも正確性が高いと考えられ、被告国も、(中略)原告による推定が誤っているという具体的な主張はしていない。内容がすでに公知の情報であれば、そのような情報を開示することによって法5条3号、4号に該当することがないことは明らかである。(中略)原告は、不開示部分の内容を、他の公開されている情報から知りうる(中略)内容の文書が法5条3号、4号に該当することはない旨具体的に主張しているのである。不開示部分が公知であるか否かという点ばかりに焦点を当てた被告国の主張は、この点においても原告主張に対する反論になっておらず、誤りである。」と主張する(原告準備書面(4)15, 16ページ)。

しかしながら、原告らの推定が正しいか否かを明らかにすることは、すなわち、不開示部分の内容を明らかにすることになるのであるから被告がその点について反論や主張することができないのは当然であり、また、原告らの「推定に誤りはなく、内容的にも不開示事由に当たらないこと」という主張自体が誤

りであることを端的に示したのが上記のポーカーゲームのたとえなのであり、原告らの上記主張が失当であることは明らかである。

第4 「不開示部分は必要最小限度であるとの被告国の主張について（原告準備書面(4)第5）」について

原告らは、被告が「本件開示請求に対し、外務大臣が必要最小限度の範囲で不開示とした」と主張したこと（被告準備書面(4)第3の1(4)・9ページ）に対し、「文書の量の問題と、その結果不開示にした部分に本来であれば開示すべきであった情報が含まれているか否かという問題とは全く関係がない。被告の主張は明らかに飛躍している。」と主張する（原告準備書面(4)15, 16ページ）。

しかしながら、被告は、本件開示決定の全容に関する事実、すなわち、被告が恣意的に不開示対象部分を広くしたものではないことを説明するため、本件開示決定全体の中で、不開示とした文書の量を具体的に説明したにすぎない。

第5 「河野・フルシチョフ会談に関する答申について（原告準備書面(4)第7）」について

1 「被告国の主張とその誤り（原告準備書面(4)第7の1）」及び「『信頼関係を損なうおそれ』の不存在（原告準備書面(4)第7の2）」について

原告らは、「河野・フルシチョフ会談答申は、『信頼関係を損なうおそれ』と「交渉上の不利益を被るおそれ」とを区別したうえで、前者については、会談の相手方であったソ連(ロシア)のみならず第三国との関係においても相当の理由を否定している。また、後者については、相当の理由を認めてはいるものの、会談の相手方（と同一の相手方）と同一の交渉が現在も継続していることを重視したうえで、開示請求対象の文書が、現在の交渉に影響を与える可能性があることと具体的に検証し、それが肯定されたことから相当の理由を認めているのである。（中略）河野・フルシチョフ会談答申の理由付けは、基本的に

本件にそのまま当てはまる。本件文書は、(中略)2005年に実施された韓国政府による日韓会談の記録文書の全面公開の事実^に照らすならば、日本が本件に文書を一方的に公にしたとしても、韓国やその他の国等との信頼関係が損なわれるおそれがあるとは認め難い。」と主張する(原告準備書面(4)18, 19ページ)。

まず、本件不開示部分中、当事者双方が会談の内容を知っているという「河野・フルシチョフ会談」に類似する事例は、文書93, 文書94, 文書96及び文書102のみであるから、原告らは、上記4文書について、「信頼関係が損なわれるおそれ」を理由とする不開示が不当である旨主張しているものと解される。

しかしながら、上記4文書の不開示部分は、そもそも「河野・フルシチョフ会談答申」で扱われ^ている文書が2文書が不開示、1文書が部分開示となっているのと比較して極めて限定されており、文書全体としては「信頼関係が損なわれるおそれ」がないと考えられる場合であっても、特定の一部分には「信頼関係が損なわれるおそれ」がある記述があることは、何ら矛盾するものではなく、原告らの主張は失当である。いずれにしても、上記4文書における不開示部分は、「日朝正常化交渉をめぐる北朝鮮との交渉上における不利益を被るおそれ」が存在するという「外交交渉上、不利益を被るおそれ」を主な理由として不開示とされたものであり、「信頼関係が損なわれるおそれ」は、並列的な不開示理由にすぎず、単独で不開示理由とされたものはない。

なお、「河野・フルシチョフ会談答申」中、原告らが引用する部分は「第5審査会判断, 3 法5条3号該当性, (1)ウであるが、同(1)イでは、「それぞれの国が公開を決定するに当たっては、専門的、政策的な判断により、自国の国益を害するおそれの有無, あるいは、公開することによる利益の有無等について慎重に検討し、少なくとも自国の国益を損なうおそれのないように独自に判断を下しているものと考えられ、国益に照らして公にされない場合が

あると推察される。したがって、各国が二国間会談の記録を公開した例があることをもって、直ちに二国間会談の記録を公開すべきであるということまでは言えない。」と記述されている。

したがって、一般論としては、韓国が公開したからといって日本側の記録を公開すべきということにはならない。

2 「『交渉上の不利益を被るおそれ』の不存在（原告準備書面(4)第7の3）」について

(1) 原告らは、『交渉上の不利益を被るおそれ』の有無を判断するにあたっては、交渉の相手方が、問題となっている会談の相手方である国であるか、それ以外の第三国であるかを区別すべきであるし、問題となっている事項が、現在も交渉継続している事項であるか、あるいは解決済の事項であるかも区別すべきである。」とした上で、「北朝鮮との関係において、将来、日韓会談と類似の交渉が行われる可能性があるとしても、対韓国で相手側に伝達されていない事項を公にしたからといって、(中略)対北朝鮮との関係で『交渉上の不利益を被るおそれ』があると言うことはできない。日本側の評価や分析など、相手国に伝達されていない事項が記載されている場合に、それを公開すると、『自国の評価や分析を含め、その内容を自ら否定できなくなる』との意味で、交渉における自らの手足を縛るという不利益が生じる』(河野・フルシチョフ会談答申における外務省の説明)のは、あくまで具体的な交渉相手及び相手方を前提としたものである。交渉の内容が多少類似するとしても、交渉の相手方や交渉の行われる時期、それまでの交渉経緯等を異にする場合には、かつて別の第三者との関係で日本側の評価や分析を示したことが公になったとしても、それによって日本の手足を縛られることなどはないからである。」と主張する(原告準備書面(4)22, 23ページ)。

しかしながら、被告が従前から主張しているとおり、北朝鮮との交渉は、韓国との交渉と同じ原因により発生した問題であり、日本と韓国との間の交

渉過程が、日本と北朝鮮との交渉過程に影響を与える可能性は極めて高い。

したがって、日韓国交正常化交渉における日本と韓国との具体的なやり取りは、日本と北朝鮮との交渉に影響を与える可能性が極めて高い。

なお、外交交渉においては、一般論として、例えばA国とB国の間で紛争があるケースを仮定し、①B国がC国との会談において、「B国は自国の権利にそれほど固執していない。」旨発言した場合及び②B国がA国との会談において「自国の権利には固執しない。」旨発言した場合について考えると、上記①及び②のいずれの場合であっても、B国が上記会談記録を開示することによりB国が上記発言をしたことを「公式に認めた」結果となるのであり、B国がA国との交渉上極めて不利な立場に置かれることは明白であり、「交渉上の不利益を被るおそれ」のある内容を含む「会談記録」を開示することは、その会談相手が交渉相手国でない場合でも重大な外交問題になるのである。

以上から、原告らの上記主張は、独自の見解によるものであり失当であることは明らかである。

(2) また、竹島問題については、原告らも「交渉が現在も継続している事項」と認めているのであり、さらに、北朝鮮との交渉も、現時点において国交正常化交渉が終了していないことは周知の事実であり、原告の主張する「解決済みの事項」でないことは明白である。

なお、原告らは「竹島問題に係る文書（文書137）について、その内容が竹島問題に関する今後の交渉に影響を与える今日的意義を有していることについて、被告国から具体的な主張立証はなされていない。」と主張するが、この点については、被告準備書面(2)2(1)（4ページないし6ページ）及び被告書面(4)第3の3（12ページないし19ページ）において主張立証している。

第6 「『竹島問題に関する文献資料（文書137）について（原告準備書面（4）第8）」について

1 「被告国の『独立した一体的な情報』という情報公開法6条の解釈は誤りである（原告準備書面（4）第8の1）」について

(1) 原告らは、「最高裁平成13年判決に対しては、研究者からも疑問が出され、（中略）最高裁平成19年4月17日判決（括弧内省略）は、原審の名古屋高判平成17年11月17日が採った『情報単位論』を批判し、非公開情報に該当しない公務員の懇談会出席に関する情報とこれに該当する公務員以外の者の懇親会出席に関する情報とに共通する記載部分がある場合、それ自体非公開情報に該当すると認められる記載部分を除く記載部分は、公開すべき公務員の本件各懇親会出席に関する情報として公開すべきであると判示した。この最高裁平成19年判決によって、『独立した一体的な情報』、『情報単位論』は、事実上変更されたと評価することができる。以降、最高裁で、『独立した一体的な情報』、『情報単位論』が採用された裁判例はない。」と主張する（原告準備書面（4）27、28ページ）。

しかしながら、最高裁判所平成19年4月17日判決（以下「最高裁平成19年判決」という。）は、愛知県が行った懇談会の予算執行書等において、懇談会の名称及び題名、出席者として、公務員と公務員以外の者が混在して記載されている場合に、出席公務員の氏名等の公務員の識別部分を不開示とすることができるかが争われた事案（公文書公開条例の事案）について、「各文書中に、非公開情報に該当しない公務員の懇談会出席に関する情報とこれに該当する公務員以外の者の懇談会出席に関する情報とに共通する記載部分がある場合、それ自体非公開情報に該当すると認められる記載部分を除く記載部分は、公開すべき公務員の本件各懇談会出席に関する情報としてこれを公開すべきである」と判示したものである。この判決の評釈においても、以下のとおり、最高裁平成13年判決と同趣旨である旨評価されている。

「本件条例（引用者注：愛知県公文書公開条例6条1項2号，2項）の適用にあたっては，不開示事由該当性の判断に先立ち，判断の客体となる『情報』の把握が求められ，当該情報に対して開示・不開示の判断がされることとなるところ，そこにいう『情報』は，『記載等』が複合した一定のまとまりをもった単位であると解される。（中略）最高裁平成13年判決（中略）が，『同条（引用者注：大阪府公文書公開等条例）は，不開示事由に該当する独立した一体的な情報を更に細分化し，その一部を不開示とし，その余の部分にはもはや不開示事由に該当する情報は記録されていないものとみなして，これを公開することまでも実施機関に義務付けているものと解することはできないのである。』と判示しているのと同趣旨の判示であり（最一小判平14.2.28（中略）），『独立した一体的な情報』という用語は，上記のような記述等の複合した一定のまとまりをもった単位を表すものと理解することができる。」「『当該出席者が，いつ，どこで，どのような議題について開催された，どのような名称の懇談会に出席したか』ということが，社会通念上独立した一体的な情報の単位を構成する情報となると解される。（中略）本判決が『相手方出席者の本件各懇談会への出席に関する情報』，『公務員の出席に関する情報』，『公務員以外の者の出席に関する情報』などと判示しているのも，同様の理解を前提とするものといえることができる。」

（判時1971号109ないし119ページ）

結局，最高裁平成19年判決は，最高裁平成13年判決の情報の単位論を前提とした上で，公務員の懇談会出席に関する情報（一体として非開示情報に該当せず）と公務員以外の者の懇談会出席に関する情報（一体として非開示情報に該当）とに共通する記載部分（懇談会の名称等）があるという，非開示情報に該当する情報と該当しない情報が混在した事案について，上記のとおり判示したものにすぎず，最高裁平成13年判決を変更したものではない。

(2) なお，文書137については，各記載部分すべてについて，それぞれ不開

示理由が存在するというべきであるから、情報の単位を論ずるまでもなく、全部不開示が相当であると言える。

2 「文書137は全面的に公開されなければならない（原告準備書面(4)第8の2）」について

(1) 文献資料について

ア 原告らは、「文書137の公開により外交交渉における『手の内』を明かすことになり、外交交渉上の不利益を生じるおそれがあるというのは論理のはなはだしい飛躍である。(中略)意見を異にする多様な文献から、外務省が、政策立案を行っていくのが一般的である以上、外務省がどのように分析し、政策を立案していったのかが、文献資料のタイトルとその概要から直ちに判明するはずはない。(中略)約半世紀前の文献資料のタイトルとその概要を公開するだけで、日本政府の外交の『手の内』が明らかになり、日本の交渉上の地位を一方向的に不利益にするというのは、誇張にすぎる。」と主張する(原告準備書面(4)31, 31ページ)。

文書137を不開示とした具体的な理由は、既に主張したとおりであり、この文書を公にすることにより、韓国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めるにつき相当の理由がある(被告準備書面(2)2(1)・4ないし6ページ, 被告準備書面(4)第3の3(3)(4)・15ないし19ページ)。

イ 原告らは「情報公開法は、被告国の主張する『市販されているものではなく、その存在が広く知られていないものや通常は入手困難なもの』を広く情報公開の対象とするよう『行政文書』を定義しているのであって、被告国の主張は『行政文書』の定義の立法趣旨と著しく異なるものである。」と主張する(原告準備書面(4)33ページ)。

この原告らの主張の趣旨は、は必ずしも明確ではないが、行政文書該当性と不開示情報該当性は、全く別個の問題であるから、行政文書の定義規

定の立法趣旨をもって、不開示情報該当性の解釈を論じる原告らの主張は失当である。

被告は、外務省が、竹島問題にかかる日本政府の交渉方針や政策を立案・策定するために、重要なものとして収集された文献資料の中には、公刊物も含まれているが、公刊物とはいっても市販されているものではなく、その存在が広く知られておらず、通常は入手困難なものが多く含まれているのであるから、その文献リストが公開されると、我が国が重要なものとして選別の上収集した文献の特定が困難である状況が解消され、外務省が、竹島問題にかかる日本政府の交渉方針や政策を立案・策定した経緯が明らかになる蓋然性が高く、我が国が外交交渉上不利益を被るおそれがあると主張するものである。単に公刊物という用語の印象のみから、その文献リストが公開されても不利益がないかのように受け取られることのないよう、公刊物といっても特殊なものであることを指摘したのである(被告準備書面(4)15ページ)。

また、原告らの「公刊物については、韓国側ですでに収集し分析していると見るべきであり、文献資料のタイトルや概要の公開によって、韓国政府が日本政府の政策を覚知することになるわけではない。」との主張(原告準備書面(4)33ページ)も、具体的かつ合理的な根拠に基づかない憶測に基づくものであるといえる。もし仮に、「韓国側ですでに収集し分析している」のであれば、文書137に記載されている文献資料のタイトルや内容を明らかにすることによって日本側が政策立案するために使用した文献が特定されることにより、日本の政策が韓国側に覚知される危険性が一層高まるのは自明である。

(2) 「時系列」について

ア 原告らは、「日韓政府間のやり取りについての事実関係は、公の事実であり、すでに歴史の一部であって、交渉相手国の韓国は当然に把握してい

るはずであるから、公開によって外交上の不利益が生じるおそれはない。」と主張する(原告準備書面(4)34, 35ページ)が、「日韓政府間のやり取りについての事実関係」がすべて公の事実となっているものではないことは、日韓政府間に限らず一般的な外交交渉における常識として理解されているところであり、また、「交渉相手国の韓国は当然に把握しているはずである」というのも原告らの憶測にすぎない。

イ 原告らは、「時系列が公開されたからといって、その内容から日本政府の内部的対応状況が明らかになるというものではない。」と主張する(原告準備書面(4)35ページ)。

しかしながら、「ある特定の視点及び目的」に沿って作成した時系列を見れば、当該視点、目的のためにとった日本政府の内部的対応状況が明らかになることは明白である。

したがって、原告らの上記主張は、失当である。

第7 結語

以上のとおり、外務大臣による本件不開示決定は適法なものであり、原告らの主張には理由がないから、原告らの請求は、いずれも速やかに棄却されるべきである。